

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令について

平成19年12月
総務省自治財政局

1 趣旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）の施行に伴い、法において政令事項とされているもの及び法の施行に伴い必要となるものの規定の整備を行うものである。

2 内容の概要

（1）財政指標（健全化判断比率等）関係

- 実質赤字比率の対象となる一般会計等の範囲から除外される特別会計の範囲について、国民健康保険事業、介護保険事業等に係る特別会計を規定
- 連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額について、公営企業の流動負債の額及び建設改良費等以外の経費に係る地方債の現在高の合算額が流動資産の額を超える額等と規定。ただし、事業の特性等により生じる資金の不足額を控除することを規定。また、宅地造成事業においては、土地の評価額の算定において特別な算定方法を規定。
- 連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額について、公営企業の流動資産の額が流動負債の額及び建設改良費等以外の経費に係る地方債の現在高の合算額を超える額等と規定。また、宅地造成事業においては、土地の評価額や資金剰余額の算定において特別な算定方法を規定。
- 将来負担比率の算定について、債務負担行為に基づく支出予定額に算入される経費として地方財政法第5条各号に規定する経費を、負債の額に算入する地方公共団体の設立法人として地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人を規定
- 資金不足比率に用いられる公営企業ごとの事業の規模の算定方法について、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を基本とすることを規定

(2) 基準関係

- 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準の数値を規定
- 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率について、財政再生基準の数値を規定
- 資金不足比率について、経営健全化基準の数値を規定

(3) 手続関係

- 財政健全化計画及び経営健全化計画の策定を要しない場合の要件・手続を規定
- 総務大臣等への報告等を要さない財政健全化計画等の軽微な変更の内容について規定
- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合の地方債の起債の制限の特例として、災害復旧事業費等の財源とする場合等を規定
- 財政再生団体に係る総務大臣が行う地方債の許可手続を規定
- 財政再生団体に関し総務大臣への通知を要する国の直轄事業を規定
- 総務大臣に属する権限のうち都道府県知事が行うこととする事務を規定
- その他市町村の廃置分合に係る特例、事務の区分に係る規定等を整備

(4) 施行日等

- 施行日を平成21年4月1日とする。ただし、財政指標に関する規定は平成20年4月1日から施行する。
- 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和30年政令第333号）は廃止し、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）は一部削除する。
- その他今回の法及び法施行令の制定に伴う他政令の改正等所要の規定の整備を行う。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により、総務省令で定めるとされた指標の算定方法や報告の様式等を定めるもの。

1 指標関係

(1) 実質赤字比率

○一般会計等の対象となる歳入及び歳出の範囲から除外する会計の範囲

介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、収益事業（公営競技又は当せん金付証券に関する事業）、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業を規定。

(2) 資金不足比率

① 宅地造成事業に係る土地の売却による収入の見込額

販売を目的として所有する土地の時価による評価を行った価額から当該土地の売却に要する経費の見込額を控除した額とする。また、時価による評価の方法として、不動産鑑定士による鑑定評価や地価公示価格から合理的な調整を行って算定する方法等を規定。

② 解消可能資金不足額

資金不足額が生じる事由として、公営企業の経営に必要な施設の一部のみが事業の用に供されていることにより費用を賄う収入を得ることができないこと等を規定。

解消可能資金不足額の算定方法として、地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額から減価償却費の額の合計額及び建設改良費に準ずる経費の財源に充てるために起こした地方債の発行額の合計額を控除した額とすること等を規定。

③ 土地造成等経費の範囲

宅地造成事業に係る資金の剰余額の算定に用いる土地の取得及び造成に係る経費に準ずる経費として、地方債に関する省令第12条の規定を引用して、土地の取得及び造成に係る経費の財源に充てた地方債の元金償還金等を規定。

(3) 将来負担比率

① 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく地方財政法第5条各号に規定する経費に係る支出予定額の具体的内容(PFI事業に係る公共施設等の建設事業費等に係る支出予定額等)を規定。

② 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てるための一般会計等からの繰入見込額

当該団体の一般会計等以外の会計の元金償還金に充てるための一般会計等からの繰入見込額の算定方法を規定。

③ 組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体による負担等見込額

組合等の発行した地方債の元金償還財源に充当される当該団体の一般会計等からの負担等見込額の算定方法を規定。

④ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額

国家公務員退職手当法に準じた退職手当の支給方法を条例で規定している団体等について、退職手当支給予定額の算定方法を規定。

⑤ 設立法人等の債務等のうち地方公共団体において実質的な負担することが見込まれる額

設立法人の負債や地方公共団体が損失補償債務等を負担している法人等の当該債務のうち、地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額の算定方法を規定。また、設立法人については、共同設立の場合の負担の案分方法についても規定。

⑥ 組合等の連結実質赤字のうち地方公共団体において実質的に負担することが見込まれる額

組合等の連結実質赤字の構成団体間の案分方法を規定。

⑦ 将来負担額に充当可能な基金

将来負担額を解消できる財源とすることができる基金の種類等を規定。

⑧ 将来負担額に充当可能な特定の歳入

将来負担額を解消できる財源とすることができる特定の歳入の種類やその算定方法を規定。

⑨ 将来負担額に充当可能な交付税措置額

将来負担額に充当可能な交付税措置の見込額の算定方法を規定。

2 手続関係

(1) 地方債に関する規定

①借換債

財政再生団体が特例的に地方債を起こすことのできる場合のうち、借換債に係るものについて、その具体的な内容を規定。

② 収支不足額

再生振替特例債の振替対象となる収支不足額を規定。

(2) 市町村の廃置分合に係る特例

○ 廃置分合後の市町村の健全化判断比率に相当する比率の算定方法を規定

(3) 様式

- 財政健全化計画書等の法又は政令で規定された総務大臣又は都道府県知事に提出すべき書類の様式を規定

(4) 国等に対する寄附金等の支出協議関係

- 国立大学法人以外の特定法人を規定

3 施行期日

- 比率の算定に関する規定は平成20年4月1日
- 比率の算定に関する規定以外の規定は平成21年4月1日